

各障害福祉サービス等事業所 管理者 様

高知県地域福祉部障害福祉課長
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）
の対応について（通知）

日頃から、本県の障害福祉施策にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国の都道府県に拡大されました。これを受けて障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）におきましては、下記のとおり対応くださいますようお願いいたします。

記

1 サービスの継続について

障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものであることから、既に要請しているとおり、引き続き、感染防止対策に留意のうえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

ただし、クラスター発生による感染リスク軽減の観点から、サービス利用者に対しては、家族等の支援が得られるなど、居宅等で過ごすことが可能な方については、当該利用者やその家族の意向を十分に確認のうえ、利用の自粛に協力を求めてください。

2 利用者の支援について

サービスの利用を自粛する者や、事業所において利用人数の制限等を実施した場合については、事業所職員の居宅訪問等による健康管理や相談支援等を行うなど、障害者本人や家庭の孤立化防止等に向け、適切な介入と継続的な連絡体制の維持に努めてください。

加えて、相談支援専門員や地元市町村と連携し、居宅介護等の訪問サービスの円滑な利用が図れるよう支援してください。

3 感染防止対策の徹底について

これまでも厚生労働省の通知等を踏まえ、感染対策の徹底についてお願いしてきたところですが、緊急事態宣言を受けて、改めて「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課等事務連絡）等を参考に感染防止対策の徹底をお願いします。

4 感染拡大地域における事業所の運営等について

地域において感染が著しく拡大している場合等で、職員や利用者に感染する恐れがある場合や、事業所での支援を継続することが困難と判断される場合には、利用人数を削減する、あるいは臨時休業も検討するなど、柔軟な対応を図ってください。

なお、事業所を休業する場合においては、事前に指定権者及び市町村への連絡をお願いします。

5 事業継続に当たっての取扱い等について

休業等を行った事業所については、利用者等の意向を確認した上で、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第3報）」（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）のとおり、できる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となりますので、事前に市町村に相談してください。

その際、事業所職員について適切な労務管理等を行うことを前提とするとともに、個人情報管理にも留意し、在宅勤務を行うことも可能とします。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した障害福祉サービス等事業者に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っています。

<問い合わせ>独立行政法人福祉医療機構 大阪支店 福祉審査課
電話：06-6252-0216

また、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させて雇用の維持を図った場合には、雇用調整助成金が受けられます。

<問い合わせ>高知労働局、ハローワーク（高知、須崎、四万十、安芸）
電話：088-885-6052（高知労働局）

6 新型コロナウイルス感染症への対応等に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応等に係る運営基準等の取扱いについては、厚生労働省の通知を参考にしてください。

なお、就労系サービス及び障害児通所支援事業所に関連する事務連絡の内容については、別添に取りまとめておりますので、参考にしてください。

高知県地域福祉部障害福祉課
電話：088-823-9635
FAX：088-823-9260
E-mail：060301@ken.pref.kochi.lg.jp